

アシエント奴隷貿易史(2)

——イギリス南海会社のスペイン領アメリカへの
奴隷貿易を中心にして——

布留川正博

目次

はじめに

- I 16-18世紀初頭におけるアシエント奴隷貿易
 - II イギリスのスペイン領アメリカへの奴隷貿易——1713年まで
 - III ユトレヒト講和と南海会社のアシエント条約 (以上、第36巻第2号)
 - IV 南海会社の奴隷貿易
 - 1 奴隷貿易の構造
 - 2 密貿易
 - 3 奴隷総数とその地域的配分
 - 4 収益性の検討
- おわりに (以上、本号)

IV 南海会社の奴隷貿易

1 奴隷貿易の構造

南海会社の奴隷貿易活動は、名目的にはアシエント条約が解消される1750年まで続くことになるが、この間3つの戦争によって中断される。最初の戦争は、イタリアの覇権をめぐるイギリス-スペイン間の戦争で、1718年から1721年まで続いた。この戦争期間中の1720年には周知の「南海泡沫事件」¹⁴³⁾ が発生し、

143) 「南海泡沫事件」については、脚注6) に挙げておいた文献の中でも特に飯沼論文が詳しい。その他、J. G. Sperling, *The South Sea Company: An Historical Essay and Bibliographical Finding List*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1962, pp. 25-38, を参照のこと。

それが会社の貿易活動に重大な否定的影響を与えたことは疑いない。第2の戦争は、同じくイギリス-スペイン間で1727年から1729年にかけて戦われた。最後の戦争は、一般に「ジェンキンスの耳の戦争」¹⁴⁴⁾として知られるもので、1739年から1748年まで10年間にわたって戦われた。かかる度重なる戦争のため、南海会社の貿易活動は、順風満帆というわけにはいかなかった。とはいえ、それは、「ジェンキンスの耳の戦争」が勃発するまで曲がりなりにも続いたのである。

会社の奴隷貿易活動は、単純に図式化して言えば、イギリス本国から輸出品や航海中の日用品を積んでアフリカに向かう第1辺、そこで奴隷を購入し、大西洋を渡って、スペイン領アメリカに到着するまでの第2辺、さらにそこで奴隷を売り捌いて現金か現地物産をイギリス本国に持ち帰る第3辺から構成されていた。いわゆる「三角貿易」の図式である。ただし、南海会社は、アシエント期間中終始一貫してこの図式通りの活動を展開したわけではない。たとえば、会社は、アフリカ側奴隷商人（これには奴隷を供給した部族の首長も含まれる）から直接奴隷を購入するのではなく、王立アフリカ会社や独立貿易商人と契約を結び、アフリカの沿岸あるいはジャマイカやバルバドスで奴隷を受け取り、スペイン領各地へ送り込んだこともしばしばあった。また、特に1730年以降、会社は、もっぱらジャマイカにおいて奴隷を購入し、それをブエノス・アイレスを除くスペイン領各地に輸出したのである。これは、それまで約半世紀をかけて徐々に発展してきたイギリスの奴隷貿易網を利用しながら、会社にとって合理的な貿易形態を選択した結果である。以下、会社の奴隷貿易活動を詳しく見ていくことにする。

会社は、自ら奴隷船を所有して貿易活動を行なうのではなく、主として船主

144) イギリス船長ジェンキンスは、スペイン領西インド諸島で密貿易を行っていたが、1731年スペイン役人に捕えられ、耳を削ぎ落された。イギリス-スペイン間の関係が険悪になりつつあった1738年、この事件が議会で取り上げられ、イギリス国民の反スペイン感情を激発させた。これが、両国開戦の引き金になったとされている。なお、ヨーロッパ大陸ではハプスブルグ家の王位と領土の継承をめぐる「オーストリア継承戦争」へと発展した。

と定期的に用船契約を結んだ船をアフリカに送っていた。つまり、会社は、船主と輸送料金を取り決め、船員を雇い、アフリカ向けの輸出商品や航行中必要な日用品を調達して、船を出帆させたのである。その際、会社は、船長に木目の細かい注意を与えた。特に、「中間航路 (middle passage)」における奴隷の死亡率を低下させるために、その処遇や健康状態に気を配るよう促した。このために、会社は、船長にコミッションとして生存奴隷 104人につき 4人の割合で与え、これを 1人当たり 20ポンドで買い戻す策を実行した。すなわち、生存者が多ければ多いほど船長の利益になるように配慮したのである。

会社が船長に指示した具体的な例として、1723年、プエノス・アイレスへ 400人の奴隷を送り込むためにアンゴラに向かった Nathaniel Smith 船長の場合を取り上げてみよう。会社がスミスと取り交わした契約内容は、次の通りである。

- 1) 奴隷および現地 (アフリカ) 調達の食料の購入費として 3,599ポンド 1 シリング 2 ペンスが当てられる。
- 2) 奴隷の年齢は、10歳から 30歳までとし、できるだけ男女同数とする。
- 3) 奴隷や食料を購入した後まだ余裕があれば、金や象牙を買い取ること。
- 4) ロンドンで調達される奴隷のための食料費として、284ポンド 9 シリング 4 ペンスが当てられる。
- 5) 「中間航路」を航行中は、2週間毎に奴隷をデッキに召集し、死者と生存者の人数、性別を確認すること。
- 6) さらに、病気の奴隷は、船長または一等航海士、医者 の許可を得て初めて船上から投棄することができる。
- 7) 酢を使ってデッキを消毒すること。
- 8) 奴隷の健康を維持するために、彼らの好きな歌を歌わせたり、遊びをさせたりして、気晴らしをさせること。
- 9) 船長は、プエノス・アイレスに到着すると即座に会社の駐在員に奴隷を引き渡し、受け取り証およびアシメント証を受領すること。
- 10) ロンドンへの返り荷として皮革その他の商品を積み込むこと。
- 11) 船長は、以上すべての事項に関する報告書を会社に提出すること。¹⁴⁵⁾

会社は、この報告書によって個々の奴隷船の状況、取引の内容、損益関係を把握し、それ以降の船主との契約にフィードバックさせることができた。船主

145) C. Palmer, *Human Cargoes: The British Slave Trade to Spanish America, 1700-1739*, Urbana, Chicago, London: University of Illinois Press, 1981, pp. 12-14.

に支払われる輸送費は、もちろん、船の行先や積載トン数などによって異なっているが、奴隷1人当たり概ね5〜8ポンド程度であった¹⁴⁶⁾。

以上のように、南海会社は、自らの手で奴隷貿易を行なうだけでなく、王立アフリカ会社と下請け契約を結んだ場合もある。会社は、当初スペイン領アメリカに輸出する奴隷をすべて王立アフリカ会社から購入する腹積もりだったようである。両社は共にイギリス政府の国策を体現するために創設されたので、互いに親近感を持っていたし、また、南海会社は、新設されたばかりで奴隷貿易の実務的知識をほとんど持たなかったので、王立アフリカ会社を後楯に持つことを望んだのは当然であろう。1713年の両社の契約(案)を拾い上げると、次の通りである。

1) 奴隷は、以下に示すアフリカの各海岸で各数量ずつ王立アフリカ会社から南海会社に引き渡されること。ウィダ(1,900人)、ケープ・コースト(1,500人)、ウィンドワード(500人)、シエラ・レオーネ(200人)、セネガンビア(700人)。2) 奴隷の引き渡し価格は、年齢16〜40歳の奴隷で10ポンド、10〜16歳で6ポンドとされる。3) 引き渡される奴隷のうち男性が2/3以上占め、また、16歳以上が3/4以上占めなければならない。¹⁴⁷⁾

しかし、以上の契約が実際に取り交わされたかどうかは疑わしい¹⁴⁸⁾、たとえ、契約されたとしても、当時の王立アフリカ会社の力量から察すると、到底満たすことのできない数量であった。とはいえ、これ程全面的でなくとも、数量の少ない個別の契約が、何度となく両社間で取り交わされたことは、事実である。たとえば、1722年1月、王立アフリカ会社は、南海会社と、400人の奴隷をカビンダで引き渡す契約を結んでいる¹⁴⁹⁾。

146) 途中で死亡した奴隷にも契約の1/2の輸送費が支払われること、とされた(Palmer, *ibid.*, p. 12).

147) E. Donnan, *Documents Illustrative of the Slave trade to America*, New York: Octagon Books, Inc., 1965 (以下 *Documents* と略す), Vol. II, pp. 158-168 (Documents No. 64).

148) ドナンは、1713年10月の段階でまだ調印されていないので、この契約は成功しなかったかもしれない、と指摘している(E. Donnan, "The Early Days of the South Sea Company, 1711-1718," *Journal of Economic and Business History*, Vol. II, No. 3, May 1930 (以下 "The Early Days" と略す), p. 433).

149) Palmer, *op. cit.*, pp. 14-15.

南海会社は、独立貿易商人とも下請け契約を結んだ。彼らは、1698年、王立アフリカ会社の奴隷貿易独占を打破し、1713年にはその完全自由化を勝ち取っていた。南海会社がアシエント権を獲得する頃には、イギリスの奴隷貿易の主導権は、名実共に独立貿易商人の手に移っていたのである。その契約数は、王立アフリカ会社の退潮に比例して年々増加する傾向にあった。特に、1730年以降、南海会社は、ブエノス・アイレスに奴隷を輸出するために毎年2～4隻の船を派遣するほかは、主としてジャマイカに到来する独立貿易商人から奴隷を購入し、スペイン領に送り込んでいた¹⁵⁰⁾。

ここで少しアフリカにおけるイギリスの奴隷貿易活動に触れておこう。王立アフリカ会社は、ポルトガルに倣って、その設立(1672年)の当初から西アフリカにいくつかの砦(fort)や商館(factory)を築いていた。その主要拠点は、黄金海岸のFetuにあるケープ・コースト・キャッスル(Cape Coast Castle)であった。その他、セネガンビアにはジェームズ島砦とヨーク島砦を、シエラレオーネにはベンス島砦を、それに奴隷海岸のウィダにはウィリアム砦を構えていた。しかし、独立貿易商人や南海会社は、アフリカに砦を保有していなかった。その奴隷取引は、船が停泊している所からさほど遠くない浜辺、あるいは船の上で行なわれたようだ¹⁵¹⁾。18世紀に入ると、このような取引形態が一般的になる。というのは、それは、砦を維持するための莫大な費用が軽減できるだけでなく、取引場所の移動が容易なためアフリカ内部の状況変化に対処しやすい柔軟な取引形態であったからである¹⁵²⁾。

150) Palmer, *ibid.*, pp. 15-16.

151) H. S. Klein, *The Middle Passage: Comparative Studies in the Atlantic Slave Trade*, Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1978, p. 160.

152) 池本幸三氏は、王立アフリカ会社の城砦・商館取引の弱点として、第1に黄金海岸上では、原住民の戦争が交易をししばし中断したので、船上取引に較べて交易に弾力性を欠き、また、平時でも局地的な取引の変化に対応しにくかったこと、第2に城砦・商館の商品が25パーセントも高いため、原住民が船上取引を選ぶ傾向があったこと、その他、城砦・商館の維持費の増大、現地の滞貨、火事、戦時の攻撃、会社の駐在員の横領や私貿易などを挙げている。そして、王立アフリカ会社が城砦・商館を保持したことは、「経済的価値よりも、むしろ国策的見地——つまり西アフリカにおける列強の勢力均衡の保持——からしか役立たなかったのである」と結論されて

イギリス商人に奴隷として売却された黒人の多くは、アフリカ社会内部の部族間対立によって獲得された戦争捕虜であったと言われている¹⁵³⁾。特に西アフリカにおいては、勢力の異なる大小様々な諸部族がひしめきあっていた。各々の部族は、リネージ内部で強固に統一されている反面、他部族を自分達と同じ人間だと見なしてしなかった。そこで、18世紀初頭以来西アフリカにおいてしばしば部族間戦争が生じた。たとえば、ダホメ王国では年間の締め括りの行事である「貢祖大祭」を前にして、5万人にもものぼる大規模な軍隊が近隣の敵対する部族に派遣され、その戦闘によって捕えられた捕虜の一部は奴隷としてヨーロッパの奴隷商人に売られていた¹⁵⁴⁾。

捕虜の他に被誘拐者や犯罪者もまた、多少ともイギリス商人に奴隷として売られたようだ。イギリス商人集団が直接アフリカ人を誘拐した例はほとんどない。たとえそのようなことがあったとしても、イギリス人の活動範囲は居留地周辺か船が航行する海岸沿い、河岸沿いに限られており、彼らが奥地まで入り込むことはなかった。通常の場合、アフリカ人が他部族の人間を誘拐し、イギリス商人に売り払ったのである。これは、近隣の敵対部族に対する平時における威嚇行為であった。また、部族内の規範に触れた犯罪者が、他の部族に売られたことはあったが、イギリス商人に直接売却された例は少なかったようだ¹⁵⁵⁾。

南海会社によってスペイン領アメリカに陸上げされた黒人奴隷の出自は、北はセネガル川流域から南はアンゴラ地域に致る広大な領域にわたっている。パーマーが挙げている会社の134隻の用船記録(第2表)によると、奴隷船の行先としてアンゴラ(32.8%)、黄金海岸(23.1%)、奴隷海岸(18.7%)の3地域が圧倒的に多い。この3地域で全体の約 $\frac{3}{4}$ を占めている。無論、ロンドンを出航し

ゝいる(池本幸三「王立アフリカ会社と奴隷貿易」(2)『経済学論叢』(龍谷大学)第8巻 第3号、1969年1月、195-196ページ)。

153) Palmer, *op. cit.*, p. 24.

154) K. Polanyi, *Dahomey and the Slave Trade: An Analysis of an Archaic Economy*, Seattle: University of Washington Press, 1966 (K. ポラニー著、栗本漢一郎、端信行訳『経済と文明——《ダホメと奴隷貿易》の経済人類学的分析——』サイマル出版会、1975年)、54-58ページ。

155) Palmer, *op. cit.*, p. 27.

た各奴隷船が契約書で明記された地域で希望通りの奴隷人数を獲得できないで、別の地域に向かった場合もありえよう。とはいえ、この表から南海会社のアフリカにおける活動の領域とその重点地域を窺い知ることができる。

アンゴラ地域からの奴隷は、主としてブエノス・アイレスに送り込まれ、西アフリカからの奴隷は、西インド諸島、メキシコ、中央アメリカに運ばれた。そして、1730年以降、会社の奴隷船の行先はもっぱらアンゴラ地域だけとなった。というのは、西インド諸島、

メキシコ、中央アメリカ向けの奴隷はジャマイカで調達され、ブエノス・アイレス向けだけがアンゴラから運ばれることになったからである。

黒人奴隷は、アフリカでイギリス商人に売却されてからスペイン領アメリカに送り込まれるまで、われわれの想像を絶する数々の苦難を乗り越えなければならなかった。まず、アフリカの海岸まで連行される途中、現地の病気ならびにヨーロッパ人が持ち込んだ病気がもとで、あるいは、捕獲される際に受けた傷がもとで、奴隷が死亡した例は少なくない¹⁵⁶⁾。海岸まで辿り着くと、奴隷は、そこで〈trunk〉とか〈hole〉とか呼ばれる土牢の中で鎖に繋がれた。これは、その名の示す通り、地中に掘られた小さな穴で、非衛生で湿気が多く、身の回り品など一切備えられていなかった。そして、奴隷は、この穴の中で身動きひとつできず、彼らの仲間が集められ船の積載数量に達するまでこの状態に耐えなければならなかった。

クラインによると、奴隷船のアフリカ滞在日数は、17世紀末から18世紀初め

第2表 南海会社の奴隷船134隻の
行先(1714-1738年)

行 先	船 舶 数 (%)
ア ン ゴ ラ	44 (32.8)
黄 金 海 岸	31 (23.1)
奴 隷 海 岸	25 (18.7)
セネガンビア	11 (8.2)
風 上 海 岸	1 (0.7)
マダガスカル	6 (4.5)
そ の 他*	7 (5.2)
行 先 不 明	9 (6.7)
計	134 (99.9)

〔備考〕 *これは、上記の西アフリカ4地域の複数地域を行先とする船である。

〔資料出所〕 Palmer, *op. cit.*, p. 31, によって作成。

156) Palmer, *ibid.*, p. 44.

にかけてのオランダの場合228日であり、また、1790年代のイギリスの場合114日であった、とされている¹⁵⁷⁾。したがって、アフリカの海岸での奴隷の死亡率が、後で述べるアメリカまでの中間航路における死亡率に近いことも時には生じたようだ¹⁵⁸⁾。もちろん、死亡率が高くなると奴隷貿易業者の収益は減少する。したがって、たとえば、王立アフリカ会社の重役会は、現地駐在員に奴隷の処遇を改善するよう再三勧告しているが、現地ではこれを無視することが多かった。

次に奴隷が飛び越えなければならなかった悪魔の谷は、大西洋航路、いわゆる「中間航路 (middle passage)」である。奴隷は、船内で2人1組となってその足首に鎖を掛けられていた。イギリスにおける奴隷の詰め込み規制は、1788年にドルベン法 (Dolben's Act)¹⁵⁹⁾が制定されるまで実施されなかったけれども、1713-1725年の期間に派遣された王立アフリカ会社および南海会社の奴隷船30隻について、その1t当たりの奴隷人数平均値は1.61人¹⁶⁰⁾で、この数値はドルベン法の規制数値にほぼ等しい。けれども、個々の船では詰め込みすぎ (overcrowding) があったようだ。たとえば、1723年、202トンの *Helden* 号はカビンダで457人の奴隷を積み込んだ (2.3人/t)。この船が3ヶ月を越える長期航海を終えてジャマイカに到着するまでに、101人の奴隷が死亡した (死亡率 22.1%)¹⁶¹⁾。

一般に、中間航路においては天然痘、赤痢、マラリヤ、はしかなどの伝染病が頻繁に発生し、また、新鮮な野菜が不足していたために壊血病に罹る奴隷も多かった。南海会社や王立アフリカ会社は、航海中の食物に気を配り、奴隷に常用食を与えるよう、船長に指令したが、船長や乗組員は必ずしもそれに従ったわけではない。総じて、奴隷には不十分な食事しか与えられなかったようで

157) Klein, *op. cit.*, p. 158.

158) Palmer, *op. cit.* p. 44.

159) この法律では、160トン以下の奴隷船については1.7人/t、それを越える奴隷船については1.5人/tを上限値と定められた (Donnan, *Documents*, Vol. II, pp. 582-589; Palmer, *ibid.*, p. 47; Klein, *op. cit.*, p. 145).

160) 奴隷船30隻の総積載容量は7,837トンで、それに船積みされた奴隷の総人数は12,590人であった (Palmer, *ibid.*, pp. 47-48).

161) Palmer, *ibid.*, p. 48.

ある。

奴隷の積出し場所や荷揚げ場所によって多少の違いはあるが、中間航路の航海期間は一般に約2～3ヶ月であってみれば、奴隷貿易業者は、ある程度まで奴隷の死亡率をその勘定に入れていた。全般的傾向として、17世紀後半から18世紀にかけて中間航路における奴隷の死亡率は次第に低下している。1680-1688年の王立アフリカ会社の記録によると、その死亡率は23.7%（船積み数60,783人に対して死亡者数14,388人）であるのに対して、同じく1720-1725年ではそれは13.2%（同様に9,949人に対して1,311人）に低下している¹⁶²⁾。

ちなみに、各国の死亡率は年代とともに挙げておくと、オランダ西インド会社の場合、1680-1749年におけるその平均値は16.8%であり、フランスのナントの奴隷貿易業者の場合、1713-1777年の平均死亡率は12.0%である。同様に、デンマークは1777-1788年において14.9%、ポルトガルは1795-1799年で7.7%、また、イギリスの1790年代の記録では、その平均死亡率は5.6%になっている¹⁶³⁾。無論、以上の数値は断片的なもので、かつ、各国の状況も異なっていることから、一概に結論することは難しいけれども、死亡率は、全般的傾向として徐々に低下していったと言える。その原因として、船の構造が改善され、100～200トクラスのいわゆる奴隷専用船が建造されたため、速度が増し航海期間が短縮されたこと、また、船内の衛生や食事に注意が払われ、奴隷の処遇が改善されたこと、総じて、奴隷貿易をより効率的な事業にするための実務的経験が蓄積されてきたこと、が考えられる。

南海会社は、営業を開始した当初からジャマイカとバルバドスに代理店を創設し、そこで会社がアフリカから輸送してきた奴隷を受け取るだけでなく、独立貿易商人や王立アフリカ会社が運んできた奴隷を購入した。その他、数量はかなり少ないけれども、セント・クリストファー (St. Christopher) 島、オランダのクラサオ (Curaçao) やセント・エウスタシウス (St. Eustatius) 島からも奴

162) Palmer, *ibid.*, pp. 53-54.

163) Klein, *op. cit.*, pp. 160-161.

隷を購入した。会社は、さらに、スペイン領アメリカの各地に商館を保有していた。西インド諸島ではハバナとサンチアゴ・デ・キューバに、メキシコではベラ・クルス (Vera Cruz) に、中央アメリカではポルト・ベリョ (Porto Bello) およびパナマに、南アメリカ北部ではカルタヘナとカラカス¹⁶⁴⁾に、それにラ・プラタ川流域のブエノス・アイレスに、商館は設立された。

会社の代理店のうちジャマイカは、1720年代以降圧倒的に重要な位置を占めることになる。スペインとの戦争および「南海泡沫事件」が一応収拾され、アシメント貿易が再開された1722年、会社は、ブエノス・アイレス向けは別として、アフリカからのすべての奴隷船をジャマイカのキングストンに入港させる経路を定めた。ジャマイカは、スペイン領に奴隷を運ぶ途中の唯一の中継地として選ばれたのである。会社の現地代理人は、この島で奴隷の受け取り、検査、収容、健康回復などの業務を遂行した。奴隷は、普通1～2週間この島に収容され、病気や傷の手当を受けてからスペイン領の各商館に送り込まれた。

後で詳しく述べるように、スペイン領における奴隷の価格は、イギリス領西インド諸島での奴隷価格と比較してかなり高かった。それは、スペイン領までの輸送費が高んだことにも原因があるが、そればかりでなくスペイン人プランターの奴隷に対する選好がかなり厳しかったことにも起因している。彼らは、年齢15～25歳、中肉中背、真っ黒な膚で縮れ毛の健康な奴隷を要求した。したがって、南海会社の現地駐在員は、注意深く選択した上で奴隷をプランターに引き渡さなければならなかった。たとえば、会社のジャマイカ代理人 John Merewether は、本社に送った1737年の報告書の中で、この半年間島に運ばれてきた2,907人の奴隷の多くは品質が悪かったので、会社はそのうち940人(32%)を購入したにすぎない、と述べている¹⁶⁵⁾。

ジャマイカにおける南海会社の営業活動に対して、島のプランター達は当初から反感を抱いていた。それは、島に運ばれてくる奴隷のうち良質のものはほ

164) カラカスに商館が設立されたのは、1735年である。

165) Palmer, *op. cit.*, p. 62.

とんどすべてスペイン領に送り込まれたため、彼らには不良奴隷 (refuse negro) しか残らなかったからである。また、たとえ会社が島のプランターに良質の奴隷を売るにしても、その値段はスペイン領での価格より高かったからでもある。プランターは、会社の活動がジャマイカの利益に反するだけでなく、イギリス全体の利益にも反すると公然と主張した。スペイン領への奴隷輸出に反対する西インド諸島プランターのかかる姿勢は、南海会社に始まったわけではない。前に述べたように、1660年代におけるバルバドスの Sir Paul Painter の請願や、1680年代のジャマイカプランターの王立アフリカ会社に対する反発は、その先駆けであった。スペイン領へ奴隷を輸出することに対する西インド諸島民の反発は根強かったと言える。

かてて加えて、ジャマイカに拠点を据えていた独立貿易商人も、アシエントを独占する会社の貿易活動に反感を抱いていた。南海会社がアシエント権を獲得する以前は、主に彼らがスペイン領に奴隷を供給していたのであるから、けだしそれは当然であろう。しかし、独立貿易商人の立場は、プランター程首尾一貫したものではなかったと思われる。なぜなら、会社の貿易活動が彼らの営業に依存するにつれて、会社の得た収益の一部分は彼らの懐に入ったからである。

とまれ、会社とジャマイカプランターとの対立は、1つの政治的問題へと発展した。ジャマイカ植民地評議会 (The Council and Assembly of Jamaica) は、早くも1715年、南海会社がジャマイカから運び出される奴隷全体に課税することを要求するプランターの申請を検討しはじめた。そして、翌年11月同評議会は、島で一時休息するために荷揚げされた奴隷も含めて、島から運び出される奴隷全体に1人当たり1ポンドの税を課す法律を通過させた。無論、会社側としても従順にこれを受け入れるわけにはいかなかったので、ジョージ1世にこの法律を廃止することを要望する請願書を提出した。その結果、イギリス本国の貿易植民地委員会 (The Council of Trade and Plantations) は、この法律を全面的に廃止することは認められないが、休息するために一時的に島に荷揚げさ

れた奴隷に対しては課税しないこと、とする決定を下した。その後も何度となく、課税対象の範囲をめぐる両者のせめぎ合いが続くことになる¹⁶⁶⁾。

スペイン領アメリカに到着した奴隷は、身長、年齢、健康状態などに関してスペイン役人によって検査された後、会社の商館に収容された。会社の商館にはスペイン人顧客が各地から来訪し、奴隷を購入した。ただし、メキシコのような大植民地の内陸部に居住するプランターが海岸まで来ることはめったになかった。内陸部への奴隷輸送は、普通現地のスペイン人奴隷貿易商によって行なわれた。会社の現地駐在員は、奴隷を奥地まで運ばば、取引範囲を拡大できると考えていたが、奥地へ進出することはそれほど容易ではなかった。というのは、スペイン役人の監視の目があったし、1商館に6名を越える駐在員を置いてはならないとするアジエント条約第11条の規定によって制限されていたからである。

しかし、会社は、執拗に内陸部への販路拡張のための努力を続けたようだ。その結果、たとえばブエノス・アイレスにおいて、会社の駐在員は、現地のスペイン役人を賄賂で丸め込み、100~400人規模のキャラバンを編成し、ボリビア、チリ、ペルーなどの奥地に踏み入った。1715-1738年の記録によると、ブエノス・アイレスから内陸部に運ばれた奴隷の数は7,829人であった、とされている¹⁶⁷⁾。このうち約半数が会社の駐在員によって運ばれ、残りの半数はスペイン系現地商人によって運ばれた。奥地での奴隷価格は、ブエノス・アイレスでの価格の1.5~2倍程度で、たとえば、ポトンにおける1731年の記録によると、男奴隷1人は300~350ペソ (£68~80) で、女奴隷1人は480~550ペソ (£109~125) で売却されている¹⁶⁸⁾。

南海会社は、市場の小さな港には商館を保有していなかったため、そこに密貿易業者が入り込むことができた。これを防ぐため、会社は1716年早くも「許

166) Palmer, *ibid.*, pp. 65-68.

167) Palmer, *ibid.*, p. 71.

168) Palmer, *ibid.*, p. 72.

第3表 ライセンス船および南海会社の船が輸送した各地域の奴隷数
(1731-1732年)

行 先	ライセンス船の船舶数	ライセンス船の輸送奴隷数	南海会社の船舶数	南海会社の輸送奴隷数
マ ラ カ イ ボ	3	139		
プ エ ル ト ・ リ コ	6	115		
カ ラ カ ス	18	1,658		
サ ン ト ・ ド ミ ン ゴ	3	103		
カ ン ペ ー チ ェ	9	167		
グ ア テ マ ラ	2	162		
カ ル タ ヘ ナ			16	2,625
ハ バ ナ			20	1,832
ポ ル ト ・ ベ リ ヨ			18	4,538
サンチアゴ・デ・キューバ			9	520
ペ ラ ・ ク ル ス			5	334
計	41	2,344	68	9,849

【備考】 ジャマイカから出港した奴隷船に限定されている。

【資料出所】 Palmer, *op. cit.*, p. 78, によって作成。

可状制」を導入している。この制度は、奴隷輸業務の一部を個々の独立貿易商人に任せる代わりに会社がその収益の一部を受け取るという、いわば奴隷貿易の下請け契約制である。契約は1航海ごとに取り交わされ、許可状を獲得した業者は会社の徽章を携行しなければならなかった。その取引場所は、カラカス、マラカイボ、プエルト・リコ、サント・ドミンゴ、カンペーチェ(Campeche)、グアテマラなどであった。

当初、この許可状制はあまり効果を上げなかった。たとえば、1718年7月13日の重役会では、4ライセンスで93人の奴隷しか運ぶことができなかった、と報告されている¹⁶⁹⁾。けれども、この制度は徐々に効力を発揮しはじめることになる。第3表によると、1731年1月から1732年12月までの2年間に、ライセンス船は41隻ジャマイカから出港し、2,344人の奴隷をスペイン領各港に運んでいる。同期間に同じくジャマイカから出港した南海会社の船舶数は68隻、運

169) Palmer, *ibid.*, p. 75.

ばれた奴隷数は9,849人であることから、ライセンス船は、船舶数では全体の38%、奴隷数では同19%を占めていたことになる。また、ライセンス船と南海会社自身の船の行先は完全に異なっており、前者は会社商館が存在しない比較的小さな市場向けに奴隷を送り込んでいたことが分かる。

2 密貿易

南海会社は、歴代のアシエント業者の例に漏れず、密貿易を全般的な貿易活動の一環として組み入れていた。ただし、その密貿易活動の主目的は、奴隷以外の一般商品をスペイン領各地に持ち込むことであった¹⁷⁰⁾。密貿易のために利用されたのは、アシエント条約の追加条項で認められた年次船、商館の駐在員やそこに収容されている奴隷が消費する日用品を送るための許可船、それにジャマイカから出港する会社の定期奴隷船であった。

アシエント期間中、会社は合計9隻の年次船および許可船を派遣することができた¹⁷¹⁾。スパーリングは、この9隻全体の積荷の価格を、イギリス製品分約100万ポンド、外国製品分30万ポンド、合計130万ポンドと見積っている¹⁷²⁾。また、このうち会社の利益は155,000ポンドとされている。たとえば、1715年にエリザベス号は許可船としてベラ・クルスに派遣され、また、その翌年にはベッドフォード号が同じくカルタヘナに派遣されている。さらに、年次船ロイヤル・プリンス号は、1717年ベラ・クルスに送られている。以上挙げた3隻の船だけで会社は、105,250ポンドの利益を獲得している¹⁷³⁾。しかし、これら3隻の船はいずれも、スペイン当局に認められていた積載容量よりもはるかに多くの商品を積み込んでいた。許可船2隻はどちらも1000トンを超えていたし、年次船は750トンであった¹⁷⁴⁾。年次船や許可船を利用して、決められた積載容

170) 会社は奴隷の密輸を行なうつもりはなかったが、会社が雇った船長が私欲のために余分の奴隷を積み込み、それをスペイン領で非合法に売り捌くことは頻繁にあったようだ。

171) Sperling, *op. cit.*, p. 22.

172) Sperling, *ibid.*, pp. 22-23.

173) Sperling, *ibid.*, p. 23.

量を越えた商品をスペイン領各地で売り捌くという方法は、その後も続けて試みられた。

また、ジャマイカとスペイン領の各商館の間を往復する会社の定期奴隸船は、奴隸を輸送するだけでなく、船の中に故意にスペースを設けて密輸商品を積み込んでいた。スペイン当局は、これを禁止するために、大き目の船には1トン当たり0.8人以上の奴隸を積み込み、小さ目の船には同じく0.5人以上の奴隸を積み込まなければならない、とする指令を出した¹⁷⁵⁾。それでも、この種の密貿易を根絶することはできなかった。というのは、会社の代理人や現地駐在員は、賄路を使ってスペイン役人を丸め込んだからである。この種の密輸による収益の多くは、会社の公式の出納簿には記載されないで、個々の現地職員やそれと通じた本社の重役の懐に入った。

会社の密貿易活動は、1729年に開かれたソアソン会議の席上会社の2人の従業員 John Burnet と Matthew Plowes によって暴露された。前者は、ポルト・ベリョおよびカルタヘナの現地駐在員で、後者は、会社の秘書および主計官であった。両者は、スペイン政府から身辺の保護ならびに終身年金を約束されて、会社の不正行為を詳細に示す報告書¹⁷⁶⁾を作成した。この報告書によると、たとえば、先に触れたベッドフォード号は、密輸品を満載し、カルタヘナに向けて出港した。そして、当地の総督や王立役人に対して75,000ペソにのぼる金品の賄路を贈って、同船の密輸活動に便宜を計ってもらった、と報告されている¹⁷⁷⁾。また、1724年2月、イギリス本国から出帆したロイヤル・ジョー

174) 許可船2隻は、スペイン当局によってそれぞれ600トンと定められ、また、年次船は、1716年5月26日のアンセント条約の一部改正により650トンとされた (Sperling, *ibid.*, p. 23; F. G. Davenport, *European Treaties bearing on the History of the United States and its Dependencies*, Vol. IV, Gloucester, Mass.: Peter Smith, 1967, Documents No. 109, p. 9.

175) V. L. Brown, "Contraband Trade: A Factor in the Decline of Spain's Empire in America," *The Hispanic American Historical Review*, Vol. VIII, No. 2, May 1928 (以下 "Contraband Trade" と略す), p. 180.

176) この2人の報告書は、V. L. Brown, "The South Sea Company and Contraband Trade," *The American Historical Review*, Vol. XXXI, No. 4, July 1926 (以下 "The South Sea Company" と略す), に詳しく述べられている。

177) Brown, *ibid.*, p. 668.

ジ号は、セント・クリストファー島で高価な貨物を積み込み、それをカルタヘナとポルト・ベリョで売り捌いた。その際、118,000ペソの賄賂が使われた、とされている¹⁷⁸⁾。この報告書の中では、さらに、イギリス海軍の軍人までが、ブエノス・アイレスにおいて密貿易に手を染めたことが触れている¹⁷⁹⁾。

他方、イギリスの独立貿易商人の密貿易活動は、南海会社のように合法的形態を一切利用することなく、南海会社の活動よりもはるかに大規模な形態で恒常的に行なわれた。これは、アシエント期間中年々活発になっていったようだ。彼らは、主にジャマイカをその拠点としていた。その密貿易活動の全体を数量的に把握することは、事の性質上到底不可能である。したがって、ここでは Don Antonio de Cortayre の日記¹⁸⁰⁾によって、その活動の断面を見ておくことにする。

アントニオは、カンデラリア号 (La Candelaria) のスペイン人船長で、1718年12月、ラ・グアイラからベラ・クルスにカカオを積んで航行中ジャマイカ沖合で難破し、翌年9月までジャマイカ当局に身柄を拘束された。その間彼は、機会を窺ってはポート・ロイヤル (キングストン) 港に出入する船の積荷、数、行先を記録した。彼が記録した393隻の船のうち143隻がキューバと商業取引を行っていた。しかも、その大部分は、エル・プリンシペを中心とするキューバ南部の海岸において密貿易に携っていた。また、13隻の船は行先としてクラサオが表示され、58隻の船はただ〈the sea〉とだけ書かれていたが、この両者の大部分がスペイン領との貿易を行っていたことは疑いない。¹⁸¹⁾

取引量に関して言えば、ある船は4週間で4万ペソの商品を売却し、また、アントニオをキューバに連れていった船団(6隻の商船と1隻のフリゲート艦)は、8万ペソの商品と340人の黒人奴隷をサンタ・クルスにおいて2週間で処分することができた。この例からも分かるように、密貿易集団はかなり大規模に組

178) Brown, *ibid.*, p. 668.

179) Brown, *ibid.*, p. 672.

180) この日記は、Brown, "Contravand Trade," pp. 181-183, において取り上げられている。

181) その積荷には必ず〈negro y ropa (奴隷と衣類)〉と印されていた (Brown, *ibid.*, p. 182).

織され、その船団は通常襲撃していたのである。

密貿易業者の中にはイギリス人だけでなく、フランス人、ポルトガル人、オランダ人も含まれているが、その人数および取引量はイギリス人程多くない。フランスは1713年にアシエント権を放棄したが、それ以降もスペイン領で奴隷貿易活動を展開していた。たとえば、1713-1717年の期間に588人の奴隷をハバナに密輸し、また、1719年までにポルト・ベリヨに229人、カルタヘナに213人を送り込んだことが記録されている¹⁸²⁾。ポルトガルは、ブラジルからブエノス・アイレスに奴隷を持ち込み、また、そこからペルーに運んだ。オランダは、クラサオやセント・エウスタシウスを拠点にして密貿易を行なった。

南海会社は、自国商人か外国人商人かを問わず密貿易業者の活動が横行すれば、会社の財政状態が悪化することになるので、これを阻止するために様々な対策を敢行した。会社の重役会は、当初ジャマイカとブエノス・アイレスの代理人に密輸業者を力で取り抑えるよう勧告した。けれども、現地代理人は、密輸業者の多くが武装していることを知っていたので、「自分達の手で彼らを取り抑えることは狂気の抄汰である」と返答した¹⁸³⁾。そこで、会社は、これよりも柔軟な手段を採らざるをえなかった。

かかる手段の1つに報償奴隷 (prize slave) と呼ばれるものがある。これは、スペイン役人が密輸奴隷を押収したとき、1単位 (pieza) 当たり118ペソ (約27ポンド) でそれを会社に引き渡すというものである。しかし、この制度は、あまり有効には機能しなかったようだ。というのは、スペイン役人は、密貿易業者に賄賂を掴まされていたので、彼らを取り押さえる気はなかったし、また、たとえ取り押さえたとしても、会社に引き渡さずに直接スペイン人プランターに売却する場合が多かったからである。1716-1719年の記録によると、ポルト・ベリヨ、パナマ、カルタヘナ、ベラ・クルス、ハバナの各商館に引き渡さ

182) Palmer, *op. cit.*, p. 85.

183) Palmer, *ibid.*, p. 87.

れた報償奴隷の数は、合計561人であった¹⁸⁴⁾。

会社のもう1つの手段は、密輸業者が自主的に保有している奴隷数量を会社に届け出て、50-100ペソの赦免料を支払えば、奴隷に会社のブランドを焼印し、アジエント奴隷としてスペイン領で売却してもよいとするものである。これは、普通赦免奴隷 (*indulto slave*) と呼ばれている。プエルト・リコ、サント・ドミンゴ、キューバなどのように奴隷に対する需要が比較的少ない地域向けの奴隷については、50ペソの赦免料が課された。密輸業者の奴隷1人当たりの価格は、通常120ペソ以下であったから、これに赦免料を加えても170ペソにしかなかった。他方、会社の奴隷価格は、後で述べるように普通200~300ペソと高価であったから、密輸業者は、赦免料を課されても充分会社と競争できた。したがって、密輸業者の中には、これを見越して積極的に赦免制を利用する者もいた。会社は、50ペソの赦免料の中から $33\frac{1}{3}$ ペソの税を支払えば、ほとんど利益はなかった。

しかし、パナマやカルタヘナ向けの奴隷の赦免料は、それぞれ80、100ペソと高かったので、会社は充分に採算がとれた。赦免制は多少なりとも効力を発揮したようだ。たとえば、ポルト・ベリヨでは、1723年、389人の奴隷が届け出され、また、サンチャゴ・デ・キューバでは、1733年、145人が届け出された¹⁸⁵⁾。1716-1719年の期間の赦免奴隷の総数は710人であり、また、1731-1736年の期間の総数は3,823人であった¹⁸⁶⁾。

このように、会社は、密貿易を防止するために様々な手段を実施したけれども、阻止できた密輸は氷山の一角にすぎなかった。密輸業者、特にイギリスの独立貿易商人は、会社よりも安く奴隷を売り、また、顧客の変化する需要に柔軟に対応することができたので、次第にスペイン領市場に侵食していった。

184) Palmer, *ibid.*, p. 90.

185) Palmer *ibid.*, p. 91.

186) パーマーは、1731-1736年の赦免奴隷数を会社の財務記録から算出している。つまり、赦免料は、この期間全体で32,249ポンド(143,329ペソ)であるから、赦免料を1単位当たり50ペソで計算すると、奴隷数は2,867単位となる。1単位=1/3人とすれば、奴隷人数は3,823人となる(Palmer, *ibid.*, pp. 93-94).

3 奴隷総数とその地域的配分

南海会社のアシエント期間中、一体どれ位の数量の奴隷がスペイン領アメリカに運ばれたのであろうか。最近、この問題に取り組んだパーマーの研究によって、その全体的な数量が明らかにされた。彼が主に依拠している第一次資料は、セビーリャの Archivo General de Indias である。以下、パーマーの研究に依拠しながら、送り込まれた奴隷の総人数およびスペイン領各地域別の受け入れ数を明らかにしよう。

まず、南海会社が輸出した各地域別の奴隷数を示す第4表を見ると、会社商館のあった地域に多くの奴隷が送り込まれていることが分かる。パナマとポルト・ベリョには19,662人の奴隷が輸送されており、この大部分は、海路でペルーのリマおよび南アメリカの太平洋岸の各地に運ばれた。ブエノス・アイレスには16,222人の奴隷が輸送され、このうち約半数は地元で売却され、残りの半

第4表 南海会社の地域別奴隷輸出数(確定到着数)

期 間	入 港 地	奴 隷 数
1715-1738	パナマとポルト・ベリョ	19,662
1715-1738	ブエノス・アイレス	16,222
1714-1736	カルタヘナ	10,549
1715-1738	ハバナ	6,387
1715-1739	カラカス	5,240
1716-1739	ペラ・クルス	3,011
1716-1718, 1731-1733	サンチアゴ・デ・キューバ	976
1725-1739	カンペーチュ	805
1713-1734	マラカイボ	563
1725-1735	サンタ・マルタ	222
1731-1733	グアテマラ	162
1731-1733	プエルト・リコ	115
1731-1733	サント・ドミンゴ	103
計		64,017

〔備考〕 ライセンス船が輸送した奴隷を含む。

〔資料出所〕 Palmer, *op. cit.*, p. 110, によって作成。

数はアルゼンチン内陸部、ボリビア、チリ、ペルーなどに陸路で運ばれた。また、10,549人と記録されているカルタヘナからはヌエバ・グラナダ副王領内の各地域に送られ、そこで大農場(アシエンダ)や鉱山の労働力として、あるいは家内奴隷として使役するためにプランターに売却された。その他の地域に送り込まれた奴隷(ライセンス船による奴隷を含む)を合計すると、確定到着奴隷数は、64,017人に上っている。

次に、年度ごとの奴隷数が明らかでない地域に限定して、南海会社の年度別奴隷数の推移を示す第5表を見てみよう。この表で示されている奴隷総数62,439人は、後で述べるように南海会社が関与した全奴隷数74,760人の83.5%に相当する。これを考慮しても、アシエント条約に規定されている奴隷数量4,800単位(約6,400人)を上回っている年は、1731年のみである。この年以外に契約数量に近い年として、1723-1725年の3年間および1730年、1732年がある。

この表からまだ貿易活動が軌道に乗っていなかった1714年、および戦争期間中を除外した各年代ごとの平均数量

第5表 南海会社の年度別奴隷輸出数と船舶数 (1714-1739年)

年度	船舶数	奴隷人数
1714	1	174
1715	10	1,536
1716	19	2,493
1717	25	2,946
1718	29	3,709
1719	2	238
1720	0	0
1721	0	0
1722	16	2,118*
1723	26	4,289
1724	31	4,677
1725	31	5,343
1726	27	2,985
1727	15	1,505
1728	2	165
1729	11	634
1730	32	5,255
1731	38	6,416
1732	37	4,969
1733	23	2,707
1734	16	1,950
1735	14	1,999
1736	19	2,741
1737	12	1,623
1738	11	1,544
1739	3	423
計	450	62,439

[備考] 輸出先は、第4表の入港地のうち、パナマとポルト・ベリヨ、ブエノス・アイレス、カルタナ、ハバナ、カラカス、ベラ・クルス、マラカイボ、カンペーチェを含む。

* このうち5人は、4隻の船で送られてきたと記録されているが、船舶数には含めていない。

[資料出所] Palmer, *op. cit.*, pp. 103-109, によって作成。

を算出すると、1715-1718年の期間は2,671人/年、1722-1726年の期間は3,882人/年、1730-1738年は3,245人/年となる。これが全体の83.5%である点を考慮して、それぞれの期間における奴隷数を算出すると、順に、3,200人/年、4,650人/年、3,890人/年となる。また、契約数量6,400人に対する充足率はそれぞれ順に、50.0%、72.6%、60.8%となる。全体として見れば、南海会社によってスペイン領アメリカに輸出された奴隷数量は、契約数を下回ったもののこれまでの歴代のアシエント業者と比べると、長期にわたってかなりの規模に達したことが分かる。

第4表で示されている地域以外の比較的小さな市場に輸出された奴隷数を、パーマーは次のように推定している。1716-1730年の期間に、グアテマラ、サント・ドミンゴ、プエルト・リコに輸出された奴隷数は、全体で1,260人；1722-1730年および1734-1739年の期間に、サンチアゴ・デ・キューバに輸出された人数は783人、また、1716-1739年の期間に、トリニダード、クマナー、マルガリータなどに輸出された奴隷総数は800人として、合計2,843人となる¹⁸⁷⁾。これに第4表の確定到着数を加えると、66,860人となる。

さらに、スペイン役人が捕獲して、会社に引き渡し、その代わりに報償を受け取った、いわゆる報償奴隷、密輸業者が一定の赦免料を会社に支払って、ブランドを与えられた赦免奴隷、それに、会社自身が拿捕した奴隷に関しても、パーマーは推定人数を与えている。それによると、それぞれの人数は、順に、1,000人、6,500人、400人とされ、合計7,900人である¹⁸⁸⁾。以上から、南海会社が1714-1739年の期間にスペイン領アメリカに輸出した全奴隷数は、74,760人となる。したがって、戦争期間中も含めたこの26年間の年平均輸出奴隷数は、2,875人である。

パーマーは、密貿易の比率を会社の輸出奴隷数の $\frac{1}{3}$ ～ $\frac{1}{2}$ 程度と見なしている。

187) 以上の数値は、確定到着数ではなく、断片的な一次資料に基づく推定値である (Palmer, *ibid.*, pp. 105-106, p. 110).

188) Palmer, *ibid.*, pp. 106-108, p. 110.

この数値を使うと、南海会社ならびに密貿易業者がスペイン領に送り込んだ全奴隷数は、年平均3,820~4,310人程度となろう。他方、カーティンの試算によると、1641-1777年の期間にスペイン領に導入された奴隷数の年平均値は、3,880人とされている¹⁸⁹⁾。もちろん、この数値には密貿易による奴隷数も含まれている。したがって、カーティンが算出した数値は、パーマーの試算の下限値に近いことが分かる。

以上、パーマーが算出した数値を追ってきたのであるが、この数値を前提とすると、南海会社の奴隷貿易活動は、大西洋奴隷貿易史上、あるいは、特にイギリス奴隷貿易史上、どのように位置づけられるであろうか。カーティンによると、1710-1740年の期間に、イギリスがアフリカからアメリカ全体に送り込んだ奴隷総数は489,500人である¹⁹⁰⁾。ポルトガルは、同期間に、主にブラジルに474,500人¹⁹¹⁾を送り込み、また、フランスは、同じくカリブ海諸島の自国領に246,500人¹⁹²⁾の奴隷を送り込んでいる。したがって、イギリスは、この期間中の奴隷輸出数の点から言えば、ポルトガル、フランスを押さえて世界第1位の地位を占めていたのである。また、この期間におけるイギリス全体の奴隷輸出数に対する南海会社のその割合は、上の数値を使うと15.3%である。それゆえ、パーマーも結論しているように、南海会社の奴隷貿易活動は、イギリスが大西洋奴隷貿易史上他の列強に対して優位な立場を確立する上で重要な役割を果たしたと言える。

次に、1715-1738年の期間にスペイン領に入港した390隻の奴隷船の出港地別船舶数を示した**第6表**を見ると、出港地としてジャマイカが圧倒的な位置にあることが分かる。また、1710年代を除き、アフリカの各地から出港した船舶は、主にブエノス・アイレスに向かった。バルバドスからの船の大部分は、1710年

189) P. D. Curtin, *The Atlantic Slave Trade: A Census*, Madison: University of Wisconsin Press, 1969, p. 25.

190) Curtin, *ibid.*, p. 142.

191) Curtin, *ibid.*, p. 211.

192) Curtin, *ibid.*, p. 170.

代および1730年代に出港している。さらに、カラカス向けの船の多くは、セント・クリストファー、およびオランダ領クラサオおよびセント・エウスタシスから出帆した。オランダ領両島が選ばれたのは、そこがベネズエラ海岸に地理的に近かったため、カラカス向けの奴隷はそこから購入するのが得策だと南海会社が考えたからである。

そこで、南海会社の奴隷貿易基地としてもっとも重要な位置を占めているジャマイカから再輸出された全奴隷数を調べてみよう。第7表は、会社の活動期間の前後を含めた18世紀前半におけるジャマイカの輸入奴隷数とそこか

第6表 スペイン領アメリカ向け
奴隷船 390 隻の出港地別
船舶数 (1715-1738年)

出 港 地	船 舶 数 (%)
ア ン ゴ ラ	32 (8.2)
黄 金 海 岸	9 (2.3)
マ ダ ガ ス カ ル	6 (1.5)
ウ イ ダ	6 (1.5)
ジ ヤ マ イ カ	231 (59.2)
パ ル バ ド ス	33 (8.5)
セント・クリストファー	39 (10.0)
ク ラ サ オ	21 (5.4)
セント・エウスタシウス	3 (0.8)
ア フ リ カ 海 岸*	10 (2.6)
計	390(100.0)

〔備考〕 * 不特定のアフリカ海岸を示す。

〔資料出所〕 Palmer, *op. cit.*, p. 99, によって作成。

第7表 ジャマイカの輸入奴隷数と再輸出数 (1704-1753年)

期 間	輸入奴隷数	再 輸 出 数	年 平 均 再 輸 出 数	再 輸 出 率 (%)
1704-1708	21,412	5,252	1,050	25
1709-1713	21,126	8,613	1,723	41
1714-1718	28,326	12,868	2,574	45
1719-1723	29,192	15,523	3,105	53
1724-1728	38,078	13,590	2,718	36
1729-1733	51,647	26,214	5,243	51
1734-1738	30,024	9,883	1,977	33
1739-1743	30,397	3,815	763	13
1744-1748	38,629	9,981	1,996	26
1749-1753	29,063	5,502	1,100	19
計	317,894	111,241		35

〔資料出所〕 Klein, *op. cit.*, p. 154, によって作成。

らの再輸出奴隷数を5年刻みで示したものである。再輸出先には北アメリカやフランス領西インド諸島などが含まれているが、その数量は再輸出数全体のほんのわずかしき占めていない¹⁹³⁾。それゆえ、表に示されている再輸出数は、ジャマイカからスペイン領アメリカに送り込まれた奴隷数にほぼ近いであろう。

この表によると、ジャマイカへの輸入奴隷数は、1714年を境にかなり増加していることが分かる。1714-1718年の輸入奴隷数は、1709-1713年のその34%増である。これは、1つには、ジャマイカ内部の事情、すなわち、この島が18世紀初頭までに世界最大の砂糖生産地となり、砂糖プランテーションの労働力としての黒人奴隷を導入することを以前にも増して要求したこと、に起因していると考えられる。しかし、そればかりでなく、両期間を比較すると、再輸出率も若干増加している(41%→45%)ことから、南海会社がアシエント権を獲得したことによってスペイン領への再輸出数が増加したことにも原因があろう。この再輸出活動が、南海会社ばかりでなく独立貿易業者によって多少とも担われたことは言うまでもない。両者の割合を正確に知ることはできないとしても、おそらくジャマイカからスペイン領への再輸出数の少なくとも%以上を南海会社が占めたものと思われる。

南海会社のアシエント期間、特に1714-1733年においてジャマイカからの再輸出奴隷数が増大していることは、一見して明らかである。この表と先に掲げた第5表を比較すると、1719-1723年の期間を除いて、南海会社の全輸出奴隷数とジャマイカからの再輸出奴隷数との間に相関関係を見出すことができよう。ちなみに、この相関係数は、0.95となり、相関性がかなり高いことが分かる。

したがって、南海会社は、アシエント以前に開拓されたイギリスのスペイン領に対する奴隷貿易網を利用しながら、アシエント権獲得以降それを質的にも量的にも拡大していったと言える。無論、この点では独立貿易商人の活動も無視できない。特に、1719-1723年の期間および会社の貿易活動が実質的に停止

193) Curtin, *ibid.*, pp. 25-26.

した1739年以降はそうである。また、会社にアフリカからの黒人奴隷を数多く供給したのも彼らである。ミクロ的に見れば、南海会社と独立貿易業者の活動は、スペイン領アメリカ市場をめぐる対立したが、イギリス全体としてマクロ的に見れば、両者は、相携えて、イギリスが奴隷貿易において主導権を握る上で大きく貢献したのである。

4 収益性の検討

収益性を検討する前に、スペイン領の各商館に輸送された奴隷の健康状態、年齢・性別構成、売却価格について触れておきたい。

アフリカから直接輸送されたか、ジャマイカその他の西インド諸島から輸送されたかにかかわらず、スペイン領各商館に到着した奴隷の多くが病気を患ったり、負傷していた。たとえば、1714年にジャマイカからカルタヘナに到着したチャールズ号の場合、174人中56人の奴隷が、性病、子宮脱垂、ヘルニア、輪癩、壊血病などの病気に罹ったり、また、歯が折れたり、指が欠けたりする負傷を負っていた¹⁹⁴⁾。また、1716-1725年の期間にポルト・ベリョに到着した奴隷に対する病人の割合を見ると、アフリカから直接輸送された434人のうち37人が病人で(8.5%)、また、ジャマイカまたはバルバドスから輸送された4,079人のうち171人が病人であった(4.2%)¹⁹⁵⁾。当然のことながら、航海期間が長いほど罹患率が上昇することが分かる。

もちろん、会社の各商館では病気になった奴隷を健康な状態に戻して、その商品価値を高める努力は為されたが、その甲斐なく売却前に死亡する奴隷も多かったようだ。たとえば、1715-1738年の期間にブエノス・アイレスに到着した13,190人の奴隷のうち病人は1,012人(7.7%)であった。そのうち522人(3.8%)は、上陸後15日以内に死亡している¹⁹⁶⁾。上陸後発病した奴隷も多く、売却前

194) Palmer, *op. cit.*, p. 115.

195) Palmer, *ibid.*, p. 118.

196) Palmer, *ibid.*, pp. 116-117.

の死亡率はさらに増加したことが予想される。事実、プエノス・アイレスでは1715-1719年の期間に到着した3,519人の奴隷のうち500人が売却前に死亡している(死亡率14.1%)¹⁹⁷⁾。売却前の死亡率は、各商館によって異なっており、たとえば、カルタヘナでは1714-1718年の期間に、それは5.8%であった¹⁹⁸⁾。

次に、上陸した奴隷の年齢および性別構成を調べてみよう。パーマー

が、1715-1735年の期間にスペイン領に荷揚げされた970人の奴隷についてまとめた資料を第8表に掲げた。まず、年齢構成を見ると、10-24歳の全体に占める比率は、87.0%である。また、この標本全体の平均年齢は、17.5歳である。スペイン人プランターの選別指向が厳しいことについてはすでに述べたところであるが、特に、年齢についてはそうであったことがこの表から窺われる。

また、男女の比率を見ると、男性は全体の60.2%、女性は39.8%となっている。性別構成については、これよりも大きな標本の調査結果が得られている。これによると、総奴隷数17,080人のうち男性は11,321人を占めている(66.3%)¹⁹⁹⁾。

したがって、スペイン領に輸送された奴隷の男女の性別比は、約2:1である。ちなみに、オランダ西インド会社が1681-1751年の期間に運んだ奴隷のうち男性は71%を占めており、また、1791-1798年の期間にジャマイカに運ばれた奴隷のうち男性は60%を占めていた²⁰⁰⁾。

第8表 970人の奴隷の年齢および性別
(1715-1735年)

年齢	男性	女性	計	比率 (%)
5-9	17	22	39	4.0
10-14	201	88	289	29.8
15-19	131	146	277	28.6
20-24	177	100	277	28.6
25-29	37	21	58	6.0
30-34	14	9	23	2.4
35-39	4	0	4	0.4
40-50	3	0	3	0.3
計	584	386	970	100.1

[資料出所] Palmer, *op. cit.*, p. 122, によって作成。

197) Palmer, *ibid.*, p. 120.

198) プエノス・アイレス、ポルト・ベリョおよびパナマは、スペイン領アメリカの中でもっとも不健康な地域であると考えられていた (Palmer, *ibid.*, p. 112).

199) Palmer, *ibid.*, p. 108.

200) Palmer, *ibid.*, pp. 108-110; Klein, *op. cit.*, p. 149.

第9表 各商館における奴隷の平均価格 (1715-1718年)

年	商 館	奴 隷 数	平均価格 (ペソ)	平均価格 (ポンド)*
1715	ブエノス・アイレス	241	191	43
	カルタヘナ	337	193	43
1716	ブエノス・アイレス	890	176	40
	カルタヘナ	156	145	33
	ポルト・ベリヨとパナマ	630	226	51
	ベラ・クルス	114	182	41
	サンチアゴ・デ・キューバ	41	239	54
	ハバナ	205	266	60
1717	ブエノス・アイレス	264	186	42
	カルタヘナ	113	152	34
	ポルト・ベリヨとパナマ	1,084	233	52
	ベラ・クルス	280	203	46
	サンチアゴ・デ・キューバ	16	215	48
	ハバナ	267	248	56
1718	ブエノス・アイレス	1,443	208	47
	カルタヘナ	243	188	42
	ポルト・ベリヨとパナマ	1,398	252	57
	サンチアゴ・デ・キューバ	345	203	46
	ハバナ	407	214	48

〔備考〕 *1ペソ=4シリング6ペンスとし、ポンド未満を四捨五入して計算した。

〔資料出所〕 Palmer, *op. cit.*, p. 123, によって作成。

スペイン領アメリカの各商館で売却された奴隷の価格は、西インド諸島における価格と比べるとはるかに高いことについてはすでに触れておいた。第9表には1715-1718年の期間における各商館での奴隷1人当たりの平均価格を示した。この表を見ると、各商館における価格のばらつきが大きいことが分かる。最底はカルタヘナ(1716年)の33ポンドで、最高はハバナ(1716年)の60ポンドである。奴隷の価格は、個々の奴隷の年齢、体格、健康状態などの品質によって決められるばかりでなく、各商館を取り巻く市況にも関係している。一般に、カルタヘナやベラ・クルスの市況は、会社にとって良好とは言えなかったようだ。これは、1733年に会社がそれまでの経験に基づいて算定した各商館の奴隷

価格(第10表)からも窺うことができる。しかし、この表では、第9表と比べると、かなり標準化が進んで、価格のばらつきが小さくなっている。

第9表に基づいて8,474人の奴隷の平均価格を算出すると、48ポンドになる。南海会社がアシエン

第10表 南海会社が算定したスペイン領各市場ごとの奴隷価格(1733年)

市場	奴隷価格 (ペソ)	奴隷価格 (ポンド)*
パナマとポルト・ベリヨ	250	56
カルタヘナ	220	50
ハバナ	250	56
カラカス	250	56
ベラ・クルス	220	50
ブエノス・アイレス	250	56
サンチアゴ・デ・キューバ	240	54
サント・ドミンゴ	250	56

〔備考〕 *第9表に同じ。

〔資料出所〕 Palmer, *op. cit.*, p. 124, によって作成。

ト権を行使していた時期のジャマイカでの奴隷価格は、20~30ポンド²⁰¹⁾であるから、これと比較するとスペイン領での奴隷価格はかなり高かったと言える。しかも、1720年代、1730年代と時が経過するにしたがってその価格は上昇していったようだ。1730年代の中頃には、230~270ペソ(52~61ポンド)に上昇している²⁰²⁾。無論、以上の価格は、あくまで平均であって、病気や負傷をしている奴隷、年齢の低い奴隷は、200ペソ以下で売却された²⁰³⁾。とまれ、スペイン領における奴隷価格は、ジャマイカの2倍程度であったと言えよう。

南海会社は、かかる高価格に支えられて、スペイン領への奴隷貿易によって利益を得たのであろうか。ドナンは、南海会社が少なくとも1710年代の奴隷貿易においては損失を被った、と結論している²⁰⁴⁾。スパーリングも同様に、南海会社は年次船や許可船による日用品の合法ならびに非合法貿易においては多少とも利益を得たが、奴隷貿易では全般的に損失を被った、と述べている²⁰⁵⁾。

201) ちなみに、ジャマイカの奴隷価格は、1650-1688年の平均13ポンドから1698-1707年の平均19ポンドに上昇している(Palmer, *ibid.*, p. 123)。

202) Palmer, *ibid.*, p. 124.

203) リオ・デ・ラ・アチャ(Rio de la Hacha)における個々の奴隷の価格(1727年)を示した表(Palmer, *ibid.*, p. 125, Table 30)によると、このような奴隷の価格は160~180ペソである。ちなみに、16歳から24歳までの健康な奴隷の価格は、250~275ペソと高い。

204) Donnan, "The Early Days," p. 450.

205) Sperling, *op. cit.*, p. 20, p. 22.

しかし、両者とも、奴隷貿易における会社の収支を具体的に検討して、このように結論づけているのではなく、会社が奴隷貿易で利益を上げることを阻害した様々な要因を考慮して、結論を下しているのである。たとえば、アシエント期間中絶え間なく続いた会社とスペイン王室との対立、密貿易業者やプランターとの対立、戦争による営業の阻害、スペイン王室に対する税金負担の大きさ、「南海泡沫事件」が明らかにした会社の放漫経営などがその要因として挙げられている。けれども、南海会社の奴隷貿易の収益性を検討するためには、かかる状況証拠だけでなく、当然のことながら数値的裏付けが必要とされる。以下、パーマーに依拠して奴隷貿易の収益性を調べてみよう。

しかし、まずあらかじめ断っておかねばならないことは、資料的制約および南海会社の営業の複雑さのために会社の奴隷貿易事業全体の利益を算出することが不可能であるという点である。その具体的理由として、1つには、ある期間、特に1720年代は資料が不完全か、あるいは、完全に欠落していることがある。それに、奴隷以外の商品の貿易に関する費用項目と奴隷貿易のそれとを区別できないこと、あるいは、密貿易の収支やスペイン役人に対する賄賂の大部分は闇から闇へ葬られ、その数値が不明瞭であることが挙げられる。さらに、スペイン領での支払いは、つねに現金であったわけではなく、当該地域の特産物で支払われることも多かったのである。たとえば、キューバでは砂糖やタバコ、ベネズエラではココア、カンペーチェではログウッド、プエロス・アイレスでは皮革が、代金として支払われた²⁰⁶⁾。

パーマーは、収益算出のための必要な数値が各資料に欠落している場合、次の標準的な数値を使用している。

- ① 奴隷1単位 (pieza de Indias) は、 $\frac{1}{3}$ 人とする²⁰⁷⁾。そして、アシエント条約の規定により、1単位当たり33 $\frac{1}{3}$ ペソの税が課される²⁰⁸⁾。

206) Palmer, *ibid.*, p. 127.

207) この数値の根拠として、次の例が挙げられている。1725年、プエロス・アイレスに到着したシリヤ号の場合、437人の奴隷は324 $\frac{1}{4}$ 単位と評価され(1人当たり0.74単位)、同じくアシエント号の場合、278人の奴隷は208%単位と評価された(1人当たり0.75単位)。

② アフリカで購入された奴隷のうち15%が輸送中に死亡し、その費用は1人当たり63ペソ4レアール(14ポンド)とする²⁰⁹⁾。

③ アフリカで奴隷を購入し、スペイン領へ直行した場合の全費用(奴隷購入費、輸送費、船員の賃金、食料費、商館でのメンテナンス料などを含む)は、奴隷1人当たり97ペソ(22ポンド)とする²¹⁰⁾。

④ アフリカで奴隷を購入し、スペイン領に向かう途中、ジャマイカかバルバドスで休養した場合の全費用(③の項目以外に島でのメンテナンス料や医療費を含む)は、奴隷1人当たり107ペソ(24ポンド)とする²¹¹⁾。

⑤ ジャマイカまたはバルバドスで奴隷を購入し、スペイン領に輸送した場合の全費用は、奴隷1人当たり142ペソ(32ポンド)とする(第11表)。

⑥ スペイン領に荷上げされるまで生存していたが、売却される前に死亡した奴隷にも売却された奴隷と等しい費用が掛かる²¹²⁾。

第11表 ジャマイカまたはバルバドスで購入された奴隷1人当たりの費用(1714-1721年)

出費項目	金額(ペソ)
奴隷購入費	107
島でのメンテナンス(20日間)	2
代理人のコミッション	4
島での課税	4
輸送費	5*
商館でのメンテナンス	3
商館での医療費	2
商館でのその他雑費	2
駐在員のコミッション(給料)	8**
総領事、判事その他への報酬	5
計	142

【備考】 * 輸送費には、航海中の食料や船員の賃金が含まれる。

** 奴隷1人の売値を200ペソとし、コミッションを4%として算出。

【資料出所】 Palmer, *op. cit.*, Appendix 1, p. 162, によって作成。

208) 税の支払いに関しては、条約締結直後からその解釈をめぐるスペイン王室と南緯会社の間で意見の食い違いが存在した。王室側は、会社が奴隷を毎年何単位スペイン領に輸出しようと、少なくとも4,000単位分の税を会社は支払うべきである、と主張したのに対して、会社側は、スペイン領に実際に輸出した数量に応じて、1単位当たり33 $\frac{1}{2}$ ペソの税を支払う、と主張した。イギリスのアシメント条約文ではこの点に関して明確な規定がないのであるが、フランスギニア会社の契約文においてはスペイン側の主張が正しいことがわかる。しかし、当時のイギリス-スペイン間の全般的な力関係においてイギリス側が圧倒的に優位な立場にあったという状況の下で、実際には会社の主張が押し通されたようである。

209) Palmer, *op. cit.*, Appendix 2, p. 163.

210) Palmer, *ibid.*, Appendix 2, p. 163.

211) Palmer, *ibid.*, Appendix 3, pp. 163-164.

212) Palmer, *ibid.*, p. 148.

以上挙げた数値は、あくまで標準値であることを断わりながら、パーマーは、南海会社の奴隷貿易事業の利益率を次の式を使用して計算している。

$$P = \frac{a-x}{x} \times 100$$

ここで P は利益率 (%), a は奴隷売却による収入, x は資本投下額を示している。この資本投下項目には、奴隷購入費、輸送費、代理店や商館でのメンテナンスおよびコミッション、スペイン王室に支払われる税金などが含まれる。パーマーが算出しているのは、奴隷貿易によって得られた純然たる利益であって、この中にイギリス本国での本社営業費、代理店および商館の固定資本償却費などを勘定に入れていない。けれども、以下に述べるように、彼が提出している数値は、南海会社の奴隷貿易事業における収益性に関して断片的ではあるが明確な像をわれわれに与えてくれる。

パーマーが挙げている利益率算定のための1つの例を第12表に示した。この表から、アフリカで購入された4,164人の奴隷のうち中間航路で625人死亡し(死亡率15%として計算)、残り3,539人がブエノス・アイレスに到着したことが分かる。そして、そのうち500人が売却前に死亡したため、結局、実際に売却さ

第12表 アフリカから直接ブエノス・アイレスに輸送された3,539人の
奴隷売却に伴う収益 (1715-1719年)

収 支 項 目	金 額 (ペソ)
3,539人の奴隷の購入費, 輸送費, メンテナンス (97ペソ/人)	343,283
輸送中死亡した625人の奴隷に対する出費 (63.5ペソ/人)	39,687.5
2,561単位の奴隷に対する課税 (33% / 単位)	85,358
支出総額	468,328.5
奴隷売却による受領額	588,655
利 益	120,326.5
利 益 率	25.7 (%)

[備考] 3,539人のうち500人は到着後売却前に死亡。

[資料出所] Palmer, *op. cit.*, Appendix 4, p. 164, によって作成。

第13表 奴隷貿易における収益の実態

時期	奴隷購入地	奴隷売却地	奴隷数	支出総額	収入	利益	利益率 (%)
1714-1718	アフリカ	カルタヘナ	362	49,856	71,132	21,276	42.7
1714-1718	ジャマイカと バルバドス	カルタヘナ	1,056	191,781	194,755	2,974	1.6
1715-1718	アフリカ	ポルト・ベリ ヨとパナマ	435	57,051	95,874	38,823	68.1
1715-1718	ジャマイカと バルバドス	ポルト・ベリ ヨとパナマ	1,561	258,458	377,595	119,137	46.1
1729-1730	アフリカ	ブエノス・ アイレス	817	103,035	166,287	63,252	61.4*
1727-1731	ジャマイカと バルバドス	ポルト・ベリ ヨとパナマ	3,282	557,123	759,240	202,117	36.3
1730-1731	ジャマイカと バルバドス	ハバナ	906	160,306	236,765	76,459	47.7

〔備考〕 支出総額、収入、利益は、いずれもペソで表示した。

* パーマーが明らかに計算違いをしていると思われるので、訂正した。

〔資料出所〕 Palmer, *op. cit.*, Appendix 5, 6, 7, 8, 10 (pp. 165-168), p. 149, p. 152, p. 156, によって作成。

れた奴隷は3,039人である。その支出総額は468,328.5ペソ、奴隷売却による収入は588,655ペソ、その差額の利益は120,326.5ペソであり、したがって、利益率は25.7%となる。

これと同様に算定されているその他の例を第13表にまとめた。この表に示されている利益率の最大値(68.1%)と最小値(1.6%)の幅が大きいのは、奴隷貿易の不確実性を示すものである。しかし、もう少し立ち入って検討してみると、利益率を左右する要因の中でもっとも重要なものは、各商館における奴隷の価格であることが分かる。たとえば、最低の利益率を示すカルタヘナの例の場合、奴隷1人当たりの平均価格は184ペソであるのに対して、最高の利益率を示すポルト・ベリヨとパナマの例の場合、それは220ペソである。とまれ、この表を見るかぎり、南海会社の奴隷貿易事業は、かなり好成績を上げていたと思われる。

第14表 南海会社の収支決算 (1731-1736年)

商 館	A. 売却奴 隷数	B. 奴隷1人 当たりの支 出* (ペソ)	C. 平均奴 隷価格 (ペソ)	利 益 (A(C-B), ペソ)
ポルト・ベリ ヨとパナマ	6,987	154	177	160,701
カルタヘナ	4,022	162	195	132,726
ハ バ ナ	2,353	146	134	-28,236
サンチアゴ・デ・キューバ	693	145	128	-11,781
ベラ・クルス	678	149	130	-12,882
ブエノス・アイレス	3,217	116	97	-61,123
カラカス	300	147	167	6,000

〔備考〕 * 奴隷1人当たりの支出項目には、1人当たり約30ペソのスペイン王室に納める税金が含まれる。

**利益のマイナス記号は損失を示す。

〔資料出所〕 Palmer, *op. cit.*, p. 153, によって作成。

次に、1731年1月1日から1736年5月1日までの時期の奴隷貿易における収益について会社自身がまとめた収支決算を検討してみよう(第14表)。この期間中全体で18,250人の奴隷が売却されている。利益を上げている商館は、ポルト・ベリ ヨとパナマ、カルタヘナ、カラカスの3つだけで、他の商館は、いずれも欠損を出している。全商館の収益をまとめると、支出総額は2,689,879ペソ(約605,300ポンド)、収入総額は2,875,284ペソ(約647,000ポンド)、利益総額は185,405ペソ(約41,700ポンド)となり、したがって、利益率は6.9%である²¹³⁾。

この収支決算は、会社の株主(この中にはスペイン王室も含まれる)に情報を提供するために作成されたものであるため、これには会社の利益を故意に押し下げようとする重役会の思惑が働いた可能性がある、とパーマーは指摘している。その根拠として各商館における奴隷価格があまりに低すぎることが挙げられる。

この表で示されている奴隷価格と先に掲げた第10表を比較すると、その違いは一目瞭然である。無論、第10表に示した価格は、いわば会社の指導価格であるため実際にはいつでもこの価格で売却できたわけではない。しかし、一応比

213) パーマーは、支出総額を616,905ポンドとして利益率を4.8%と計算している。おそらく、これは計算違いであろう(Palmer, *ibid.*, pp. 151-153)。

較のためにこの数値を使用して利益率を計算すると、支出総額は前と同じであるが、収入総額は4,414,570ペソ(約993,400ポンド)、利益は1,724,691ペソ(約388,100ポンド)となり、利益率は64.1%となる。6.9%と64.1%とでは、その差はかなり大きいと言わねばならないが、実際の利益率は、両数値の中間あたりになるのではないかと思われる。すなわち、30~40%程度になるであろう。この数値は、先に挙げたいくつかの例の利益率ともそれ程矛盾しない値である。

南海会社の奴隷貿易の収益性を検討するうえで重要な点は、すでに述べたように、スペイン人の会社への支払いが、現金でなく、現地の特産品である場合も多かったということである。特に、比較的小きな市場では半分以上が特産品で支払われた。しかし、現地特産品での支払いは、一般に会社の利益になったようだ²¹⁴⁾。このため、会社の現地駐在員が現金で支払いを受けても、即座にそれを特産品に投資した場合もしばしばあった。

たとえば、会社は、1733年、カラカスで600人の奴隷を売却し、その代金で特産品のココアを購入した場合、いくら利益を見積ることができるかを算定している²¹⁵⁾。これによると、まず、奴隷貿易においては、支出総額107,996%ペソ、収入は132,000ペソ、利益は24,003 $\frac{1}{2}$ ペソとなり、その利益率は22.2%である。さらに、この奴隷貿易によって得られた収入のほとんど全額131,243.6ペソを投じてココアを購入し、それをペラ・クルスで売却した場合、182,600ペソの代金を受け取り、利益は51,356.4ペソで、ココアだけの利益率は39.1%である。他方、イギリス本国でそれを売ると、162,311.1ペソが得られ、利益は31,067.5ペソとなり、その利益率は23.7%である。もちろん、これは会社の見積りにすぎないが、現実的な可能性がなければ、このような見積書を作成することもなかったと思われる。事実、ブエノス・アイレスでは1716-1719年の期間に、奴隷貿易によって得られた収入額の少なくとも $\frac{1}{2}$ は皮革に投資された²¹⁶⁾。

214) Palmer, *ibid.*, p. 154.

215) Palmer, *ibid.*, Appendix 12, p. 170.

216) Palmer, *ibid.*, p. 155.

しかし、会社の奴隷貿易活動にもアキレス腱があった。それは、スペイン人の奴隷購買者の間に広がったクレジット問題である。アシエント期間中、クレジットに依存するスペイン人の数が年々増加していった。会社の記録によれば、1731-1736年の期間に、スペイン人プランターは、767,500ペソ（172,688ポンド）の債務を南海会社に負っていたことが分かる²¹⁷⁾。このうち、ポルト・ベリョとパナマの商館関係の負債が46.4%を占め、ブエノス・アイレスの商館関係が32.9%を占めている。この負債の多くは、1739年にジェンキンスの耳の戦争が勃発するとともに失なわれてしまった。

南海会社の奴隷貿易活動を阻害した大きな要因として、イギリス-スペイン間の対立がある。これは、アシエント期間中、3度にわたって発生したイギリス-スペイン間の戦争に端的に示されている。かかる両国の国家間対立が、南海会社とスペイン王室あるいは植民地のスペイン人との関係に悪影響を及ぼしたことは想像するに難くない。パーマーは、「南海会社とスペイン人との関係は、最良の場合でさえとげとげしく、最悪の場合には敵意を剥き出しにしたものであった」²¹⁸⁾と述べている。

南海会社は、スペインに対して次のような事態を非難した。まず、植民地領内ではすべての課税が免除されるはずであった（アシエント条約第2条）が、地域によっては非公式の税が会社に課された。また、会社の営業に対してスペイン役人が干渉したり、港で駐在員に対して虐待する事件がしばしば起った。会社の代理人や駐在員が、プエルト・リコを拠点とするスペイン海賊に襲われることもあった。しかし、会社をもっとも苛立たせたのは、年次船および許可船の問題である。1716年のアシエント条約改正によって、スペイン領での定期市の時期と場所が会社に事前に知らされることになったが、供給過剰という理由で、情報がしばしば提供されなかった。会社の年次船および許可船は、アシエント期間中、結局、9隻派遣されただけである。

217) Palmer, *ibid.*, p. 127.

218) Palmer, *ibid.*, p. 130.

他方、スペイン側は、南海会社のスペイン領への奴隷供給がほとんど毎年規定数量よりも下回ったために、スペイン王室に対する税の支払い額が条約で定められていた額よりも減少したことを批判した。また、会社の密貿易活動に対しても非難の度を強めていった。

かかる南海会社とスペイン王室との対立は、取捨されるどころか、逆に次第に増幅されていった。そして、ソアソン会議以降の1730年代には、その激しさは極限に達しつつあった。1730-1734年の期間に、少なくとも12隻のイギリス国籍の船舶がスペインに拘束されている。1739年、ジェンキンスの耳の戦争が勃発すると同時に、会社の貿易活動は全面的に停止した。1748年、和平が回復され、南海会社のアシエント期限はさらに2年間延長されたが、1750年には、イギリス、スペイン両国は、アシエント条約を廃棄することは不可避であることを認めた。

このように、南海会社の奴隷貿易事業を阻害する様々な要因が存在したにもかかわらず、会社の奴隷貿易における収益性は、すでに挙げた断片的資料を見るかぎり、われわれが予想していたほど悪くはない。パーマーも述べているように、クレジットによる支払い代金を回収することが不可能になったために利益が減少したとしても、奴隷貿易という南海会社の冒険的事業は、利益を上げなかったどころか、まったくその逆であった、と言える²¹⁹⁾。この点で、同じ奴隷貿易の独占会社であった王立アフリカ会社の状況とは異なっている。

けれども、南海会社は、アシエント条約を利用して、そこから最大限の利益を引き出すことはできなかった。これは、会社がスペイン領に輸出した奴隷数が、ほとんど毎年条約規定数量を下回ったという事実に着実に示されている。そこにイギリス独立貿易商人の付け入る隙があった。彼らは、南海会社がアシエント権を獲得する以前からスペイン領に奴隷を供給し、また、アシエント期間中には会社にアシエント奴隷の一部を供給するか、自らも密貿易によって直接スペイン領に奴隷を輸出した。そして、会社の奴隷貿易が実質的に停止した

219) Palmer, *ibid.*, p. 155.

1739年以降、会社に代わってスペイン領への奴隷供給を一手に引き受けることになった。この独立貿易商人こそ、17世紀末に王立アフリカ会社の独占を打破し、今また南海会社のアシエント独占を掘り崩し、18世紀に独立貿易商人の時代を切り拓いたプリストルおよびリヴァプールの奴隷商人であった²²⁰⁾。

おわりに

南海会社は、1750年にアシエント権を失って以降、もっぱら公債利子の支払い営業を担当する金融会社として1855年まで細々と生き長らえた。一方、16世紀初頭以来スペイン領アメリカに黒人奴隷を供給するのを保障してきたアシエント制も、南海会社との条約が終了するとともに実質的に消滅することになる。とはいえ、スペイン領への奴隷貿易が完全に自由化される1789年まで、いくつかの小規模なアシエントは、スペイン人を中心に様々な業者に与えられた。この中には、カディスの商人ミゲール・デ・ウリアルテ、アギーレ・イ・アリステギ会社、あるいは、リヴァプールの船主ピーター・ベイカー、ジョン・ドーンなどが含まれているが、その契約条件は総じて厳しかったようだ。

スペインの新世界征服と同時にアメリカに導入された黒人奴隷は、新世界のいわば大動脈を流れる血液としての役割を果たしてきた。約4世紀にわたって、古い血は、新しい血と取り替えられてきた。南海会社のアシエントが終了した18世紀後半以降も、スペイン植民地への奴隷の導入は続いたのである。それどころか、19世紀に入ると、イギリスやフランスの西インド諸島植民地における砂糖プランテーションが衰退するのに反比例して、キューバとプエルトリコの砂糖プランテーションが最盛期を迎える。その結果、両島、特にキューバへの黒人奴隷の導入は、19世紀の前半加速度的に増大していくのである。

本稿では、スペイン領アメリカの植民地構造内部の黒人奴隷の位置と機能に

220) プリストル、リヴァプールの独立貿易商人の活動については、池本幸三「プリストルと奴隷貿易」『経済学論集』（龍谷大学）第11巻第3号、1971年12月、95-128ページ、および、同じく「リヴァプールと奴隷貿易」『経済学論集』（龍谷大学）第12巻第1号、1972年7月、52-83ページ、を参照のこと。

についてはほとんど触れることができなかった。しかし、この問題は、黒人奴隷が金、銀、銅などの鉱山採掘や砂糖、カカオ、タバコ、綿花をはじめとするプランテーション経済ばかりでなく、植民地内での自給のための農業、牧畜業、その他のあらゆる生産部門における必須の労働力として使役されていたことを考えると、われわれの今後の重要な課題となる。また、本稿でも若干触れたが、アフリカ社会内部の奴隷排出機構ならびにアフリカ内の現地奴隷商人の活動形態にも研究の射程を拡大することが今後必要となるであろう。

【参考文献】

- [1] Aiton, A. S., "The Asiento Treaty as Reflected in the Papers of Lord Shelburne," *The Hispanic American Historical Review*, Vol. VIII, No. 2, May 1928, pp. 167-177.
- [2] 天川潤次郎「16・7世紀の英・西関係をめぐる私拿船船」『経済学論究』（関西学院大学）第12巻第2号，1958年7月，97-135ページ。
- [3] _____，「1713年の英仏自由通商条項をめぐる論争の意義」『関西大学経済論集』第13巻第4・5・6号，1963年12月，67-99ページ。
- [4] 浅田実「第2次英蘭戦争と西アフリカ貿易」『西洋史学』第102号，1976年10月，1-19ページ。
- [5] Beltrán, G. A., "The Slave Trade in Mexico," *The Hispanic American Historical Review*, Vol. XXIV, No. 3, Aug. 1944, pp. 412-431.
- [6] 別枝達夫『海事史の舞台』みすず書房，1979年。
- [7] Brown, V. L., "Contraband Trade: A Factor in the Decline of Spain's Empire in America," *The Hispanic American Historical Review*, Vol. 8, No. 2, May 1928, pp. 178-189.
- [8] _____，"The South Sea Company and Contraband Trade," *The American Historical Review*, Vol. XXXI, No. 4, July 1926, pp. 662-678.
- [9] C. コロンブス著，林屋永吉訳『コロンブス航海誌』岩波文庫，1977年。
- [10] Curtin, P. D., *The Atlantic Slave Trade: A Census*, Madison: University of Wisconsin Press, 1969.
- [11] Davenport, F. G., *European Treaties bearing on the History of the United States and its Dependencies*, Vol. III, IV, Gloucester, Mass.: Peter Smith, 1967 (First Published, 1934-1937).

- [12] Davies, K. G., *The Royal African Company*, London: Longmans, 1957.
- [13] Donnan, E., "The Early Days of the South Sea Company, 1711-1718," *Journal of Economic and Business History*, Vol. II, No. 3, May 1930, pp. 419-450.
- [14] _____, *Documents Illustrative of the History of the Slave Trade to America*, Vol. I, II, New York: Octagon Books, Inc., 1965 (The First Edition 1930-1931).
- [15] Elliot, J. H., *The Old World and the New 1492-1650*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970 (J. H. エリオット著, 越智武臣, 川北稔訳『旧世界と新世界 1492-1650』岩波書店, 1975年).
- [16] _____, *Imperial Spain 1469-1716*, London: Penguin Books, 1971 (J. H. エリオット著, 藤田一成訳『スペイン帝国の興亡 1469-1716』岩波書店, 1982年).
- [17] Esquemeling, J., *The Buccaneer of America* (ジョン・エスケメグリン著, 石島晴夫編訳『カリブの海賊』誠文堂新光社, 1983年).
- [18] 原田金一郎「メキシコにおけるアシエンダの形成——ラテンアメリカにおける大土地所有制の起源——」『歴史学研究』第466号, 1979年3月, 2-12ページ.
- [19] 飯沼二郎「南海泡末事件——イギリス「重商主義」の構造——」『人文学報』(京都大学)第19号, 1964年2月, 99-166ページ.
- [20] 飯塚一郎『大航海時代へのイベリア——スペイン植民地主義の形成——』中公新書, 1981年.
- [21] 池本幸三「王立アフリカ会社と奴隷貿易」(1)『経済学論集』(龍谷大学)第8巻第2号, 1968年9月, 81-101ページ.
- [22] _____, 「王立アフリカ会社と奴隷貿易」(2)『経済学論集』(龍谷大学)第8巻第3号, 1969年1月, 186-209ページ.
- [23] _____, 「18世紀イギリス奴隷の一考察——事例研究と統計的分析——」『経済学論集』(龍谷大学)第11巻第1・2号, 1971年9月, 290-326ページ.
- [24] _____, 「ブリストルと奴隷貿易」『経済学論集』(龍谷大学)第11巻第3号, 1971年12月, 95-128ページ.
- [25] _____, 「リヴァプールと奴隷貿易」『経済学論集』(龍谷大学)第12巻第1号, 1972年7月, 52-83ページ.
- [26] _____, 「奴隷制プランテーションと奴隷貿易——イギリス領西インドを中心に——」『講座 西洋経済史 I (工業化の始動)』同文館, 1979年, 208-227ページ.
- [27] 川北稔『工業化の歴史的的前提——帝国とジェントルマン——』岩波書店, 1983

- 年.
- [28] Klein, H. S., *Slavery in the Americas: A Comparative Study of Virginia and Cuba*, Chicago: University of Chicago Press, 1967.
- [29] _____, *The Middle Passage: Comparative Studies in the Atlantic Slave Trade*, Princeton, N. J.: Princeton University press, 1978.
- [30] 近藤仁之「スペイン経済の盛衰」『講座 西洋経済史 I (工業化の始動)』同文館, 1979年, 116-147ページ.
- [31] Las Casas, Bartolome de, *Brevisima Relacion de la Destruccion de las Indias* (ラス・カサス著, 染田秀藤訳『インディアスの破壊についての簡潔な報告』岩波文庫, 1970年).
- [32] Lockhart, J. and S. B. Schwartz, *Early Latin America: A History of Colonial Spanish America and Brazil*, Cambridge: Cambridge University Press, 1983.
- [33] 松原一泰「イギリスのジョイント・ストック・カンパニーと株式資本」『下関市立大学論集』第22巻第3号, 1979年3月, 157-177ページ.
- [34] Mellafe, R., *Breve Historia de la Esclavitud Negra en America Latina*, Mexico: SEP Setentas, 1973 (R. メジャフェ著, 清水透訳『ラテンアメリカと奴隷制』岩波現代選書, 1979年).
- [35] Miers, S. and I. Kopytoff, *Slavery in Africa: Historical and Anthropological Perspectives*, Madison: University of Wisconsin Press, 1977.
- [36] 宮下孝吉「16世紀におけるイスパニアの西インド貿易」『関西大学商学論集』第12巻第3号, 1967年8月, 1-21ページ.
- [37] _____, 「17世紀におけるイスパニアの経済的衰微」『関西大学商学論集』第14巻第4号, 1969年10月, 25-44ページ.
- [38] 宮田美智也「商人資本なる範疇について——フッガー家と南海会社の資本範疇的分析——」『経済論集』(金沢大学)第12・13号, 1975年3月, 25-41ページ.
- [39] _____, 「初期イングランド銀行と南海会社——イングランド産業革命前夜の商人資本について——」『金融経済』第151号, 1975年4月, 1-29ページ.
- [40] 守矢洋「重商主義的「帝国」建設の二つの構想——「ユトレヒト通商条約論争」をめぐる——」『経済学雑誌』(大阪市大)第66巻第5号, 1972年5月, 77-92ページ.
- [41] 西出敬一「合衆国南部黒人奴隷制の特質とラテンアメリカ黒人奴隷制——アメリカ両大陸黒人奴隷制の比較研究論争をめぐる——」『立命館文学』第302号, 1970年8月, 53-70ページ.
- [42] 大塚久雄「18世紀初頭におけるイギリスの対スペイン貿易について」『大塚久

雄著作集』第6巻, 岩波書店, 1969年, 328-339ページ。

- [43] _____, 「スペイン継承戦争の経済的背景——18世紀初頭のイギリス重商主義の一面——」『大塚久雄著作集』第6巻, 岩波書店, 1969年, 340-372ページ。
- [44] Palmer, C., *Human Cargoes: The British Slave Trade to Spanish America, 1700-1739*, Urbana, Chicago, London: University of Illinois Press, 1981.
- [45] Polanyi, K., *Dahomey and the Slave Trade: An Analysis of an Archaic Economy*, Seattle: University of Washington Press, 1966 (カール・ポランニ—著, 栗本慎一郎, 端信行訳『経済と文明——《ダホメと奴隷貿易》の経済人類学的分析——』サイマル出版会, 1975年)。
- [46] Romero, Fernando, “The Slave Trade and the Negro in South America,” *The Hispanic American Historical Review*, Vol. XXIV, No. 3, Aug. 1944, pp. 368-386.
- [47] Scelle, G., “The Slave Trade in the Spanish Colonies of America: The Assiento,” *The American Journal of International Law*, Vol. IV, No. 3, July 1910, pp. 612-661.
- [48] Sperling, J. G., *The South Sea Company: An Historical Essay and Bibliographical Finding List*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, 1962.
- [49] 鈴木俊夫「『泡沫会社禁止条例 (Bubble Act)』に関する一考察」『三田商学研究』第19巻第4号, 1976年10月, 217-251ページ。
- [50] 徳島達郎「イギリス奴隷貿易の一断面——奴隷価格の形成と推移に関して——」『社会経済史学』第45巻第1号, 1979年6月, 57-76ページ。
- [51] Trevelyan, G. M., *History of England*, London: Longmans, Green & Co., 1926 (G. M. トレヴェリアン著, 大野真弓監訳『イギリス史』1, 2, 3, みず書房, 1973-1975年)。
- [52] Wachtel, N., *La Vision des Vaincus: Les Indiens du Perou Devant la Conquête Espagnole 1530-1570*, Paris: Editions Gallimard, 1971 (N. ワシュテル著, 小池佑二訳『敗者の想像力——インディオのみた新世界征服——』岩波書店, 1984年)。
- [53] Williams, E., *Capitalism and Slavery*, New York: Russell & Russell, 1961 (The First Edition, Chapel Hill: University of North Carolina Press, 1944) (E. ウィリアムズ著, 中山毅訳『資本主義と奴隷制——エグロ史とイギリス経済史——』理論社, 1968年)。
- [54] _____, *From Columbus to Castro: The History of the Caribbean 1492-1969*, London: Andre Deutsch, 1970 (E. ウィリアムズ, 川北稔訳『コ

ロンブスからカストロまで——カリブ海域史, 1492-1969——』I, II, 岩波現代選書, 1978年).

[55] 山田勝『近代イギリス貿易経営史』創成社, 1981年.

[56] 四元忠博「18世紀イギリスの南海会社 (The South Sea Company) の貿易活動 (密貿易も含めて) について——いわゆる商人資本のある歴史的断面——」『社会科学論集』(埼玉大学) 第48号, 1981年12月, 143-182ページ.